

I-2-③ 経済的負担の軽減

【現状と課題】

1 助成制度の充実や資金の貸付等による負担の軽減

子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

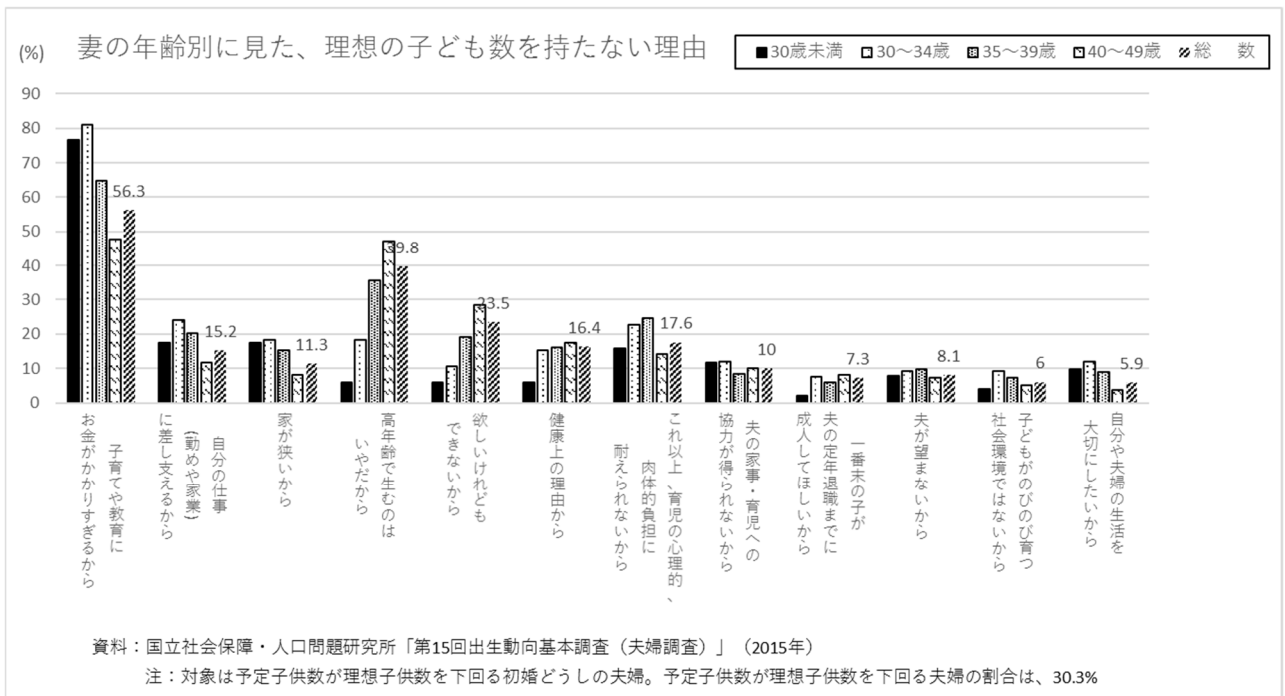
子育てにかかる費用について、助成制度の充実や資金の貸付等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが必要です。

2 幼児教育・保育及び高等教育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、幼稚園保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

また、令和2年4月1日から高等教育の修学支援新制度が始まり、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が免除又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われます。

(関連データ)



【施策の方向と具体策】

1 医療費等に係る経済的負担の軽減を図ります。

- ① 市町村が実施する子どもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。
- ② 医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。
- ③ 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。
- ④ 結核など、特に医療を必要とする子どもの治療費の負担を軽減します。
- ⑤ 子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給します。

2 教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

- ① 経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。
- ② 生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を充実します。
- ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程等に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行います。
- ④ 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。

3 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。

- ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

令和4年度 中間見直し

【具体的事業】

事業名	事業の内容<担当課>
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 ＜児童家庭課＞
医療費助成等の情報提供	医療費助成事業について、ホームページや母子手帳別冊などで情報提供する。 ＜児童家庭課＞
小児慢性特定疾病医療支援事業	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた16疾患群について国の治療研究の促進に寄与し、患者家族の医療費負担の軽減を図る。 ＜疾病対策課＞
結核児童療育医療事業	結核の児童に対して入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。 ＜児童家庭課＞
児童手当制度の実施	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等に手当を支給する。 ＜子育て支援課＞

事業名	事業の内容<担当課>
千葉県高等学校等授業料減免制度	経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援を実施する。 <教育庁財務課>
千葉県公立高等学校専攻科修学支援金事業	経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授業料の納入が困難な生徒に対して、専攻科修学支援金を支給する。 <教育庁財務課>
千葉県私立高等学校等授業料減免事業	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。 <学事課>
千葉県私立高等学校入学金軽減事業	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 <学事課>
千葉県高等学校等奨学のための給付金事業	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。 <学事課・教育庁財務課>
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 <学事課>
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等又は幼稚園における副食費に要する費用を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。 <学事課・子育て支援課>
千葉県奨学資金の貸付け制度の実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。 <教育庁財務課>
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために必要な経費の貸付けを行う。 <健康福祉指導課>
子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 <学事課・子育て支援課>
公立学校給食費無償化事業	子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 <教育庁保健体育課>
出産・子育て応援交付金事業（再掲）	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。 <児童家庭課>

II-5-② 学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進

令和4年度 中間見直し

【現状と課題】

1 学ぶ力の向上

子どもには複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つを柱とした資質・能力の育成が必要です。

2 読書活動及び読書環境の充実

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもが本に親しみ、好きな本を手にとったり活用したりと、読書を習慣化するためには、子どもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要です。家庭、地域、学校等が連携し、読書環境を整えるとともに、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を推進します。

また、平成29年度には、市町村におけるブックスタート事業の実施率が100%になり、乳幼児期の子どもの読書への関心を高める取組を充実させることができました。

3 健康・体力づくりの推進

千葉県の子どもは、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外では全く運動しない子どもも多く存在するなど、子どもの体力は確実に低下しています。健康や体力は「生きる力」の基本であり、子どもに「健やかな体」を育むことが大切です。運動しない子どもをゼロにするとともに、生涯を通じてスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。また、子どもが健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けることが求められます。

4 外国人児童生徒等への支援

近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。また、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが求められます。

(関連データ)

外国人児童生徒数の実態

日本語指導を必要とする外国人籍の児童・生徒数（千葉県 ※千葉市含む） (人)

	H20	H22	H24	H26	H28	H30
小学校	765	756	637	691	980	1120
中学校	324	352	217	246	333	419
高等学校	69	136	94	102	160	228
義務教育学校					12	10
特別支援学校	4	5	2	4	4	1
合計	1,162	1,249	950	1,043	1,489	1,778

資料：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況調査」

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
主体的に授業改善に取り組んだ学校の割合	小学校 28.6% 中学校 23.3% (H30年度)	小学校 100% 中学校 100%
小学校における新体力テスト（8種目80点満点）の平均点	49.2点 (H30年度)	50.0点

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
主体的に授業改善に取り組んだ学校の割合	小学校 19.7% 中学校 13.5% (R3年度)	小学校 100% 中学校 100%
小学校における新体力テスト（8種目80点満点）の平均点	47.3点 (R3年度)	50.0点

【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの学習意欲を高め、学力向上を図る取組を推進します。
 - ① 子どもが自ら学習上の課題を把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習教材の提供をすることで、基礎的・基本的な知識の習得と学習意欲の向上を図ります。

- ② 教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、研修体制や授業改善方策の内容・手法を充実していくことにより、学力の基盤となる授業の充実を図ります。
- 2 全ての子どもが本に親しみながら成長していくための子どもの読書活動を推進します。
- ① 家庭、地域、学校等の社会全体において、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。
- ② 家庭、地域、学校等が連携し、子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることのできる望ましい読書環境づくりを推進します。
- ③ ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前の子どもを対象としたセカンドブック事業を推進します。
- 3 生活習慣の向上と健康・体力づくりへの取組を推進します。
- ① 豊かな人間性やたくましい体を育みながら生涯にわたって生活全体を自律的に管理できる生活習慣を身に付けられるよう、子どもの健康・体力づくりを推進します。
- ② 新学習指導要領の全面実施に合わせ、授業改善に取り組み、「楽しさ」を感じられる体育の授業の実践を目指します。
- ③ 「遊・友スポーツランキングちば」の効果的な活用方法を積極的に紹介します。
- ④ 運動能力の優秀な児童生徒に対して運動能力証を交付する「運動能力証交付事業」の効果的な活用を促していきます。
- 4 外国人児童生徒等の受け入れ体制を整備します。
- 各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
子どもたちの主体的な学び促進事業	小中学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、児童・生徒が様々な場面で取り組める学習教材である「ちばっ子チャレンジ100」(小学校)及び『「ちばのやる気」学習ガイド」(中学校)の活用を促進する。 <教育庁学習指導課>
高等学校と大学の連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、全ての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍する全ての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい環境を整備する。 <教育庁生涯学習課>

事業名	事業の内容<担当課>
子どもの読書活動推進事業	千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）に基づき、全ての子どもが、本に親しみながら成長していくための読書活動を推進する。乳幼児から読書に親しむ機会の充実と子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備に向け、子どもの読書活動啓発リーフレットの配布や子ども読書の集い、公共図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティアステップアップ講座等を開催する。 <p style="text-align: right;"><教育庁生涯学習課></p>
いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの推進	子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちをもたせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における健康づくりを推進する。 <p style="text-align: right;"><教育庁保健体育課></p>
いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながらリレーや長縄とび、馬とびなどの運動を行うことにより、積極的な外遊びや運動を奨励するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで好ましい人間関係や社会性を育成することをねらいとしている。また、各学校の記録を公表・表彰し、児童生徒の運動への意欲を高め、子どもたちの体力の向上を図る。 <p style="text-align: right;"><教育庁保健体育課></p>
外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	外国人の児童生徒の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。 <p style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></p>
外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会の開催	日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を行う。 <p style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></p>
小学校専科非常勤講師等配置事業	児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うため、県独自に専科教員等を小学校へ配置する。 <p style="text-align: right;"><教育庁学習指導課・保健体育課・教職員課></p>

III-8-① 保育所等の整備促進と質の向上

【現状と課題】

第4章 見直しイメージ

1 保育所等の待機児童の解消

保育の需要が増加しており、特に都市部においては保育所等への入所の待機児童が数多く存在します。

そこで、待機児童を解消するため、市町村と連携して保育所等の整備を行うとともに、待機児童が多い3歳未満児の保育を実施する小規模保育事業などの普及が必要となります。

2 保育の質と安全性の確保

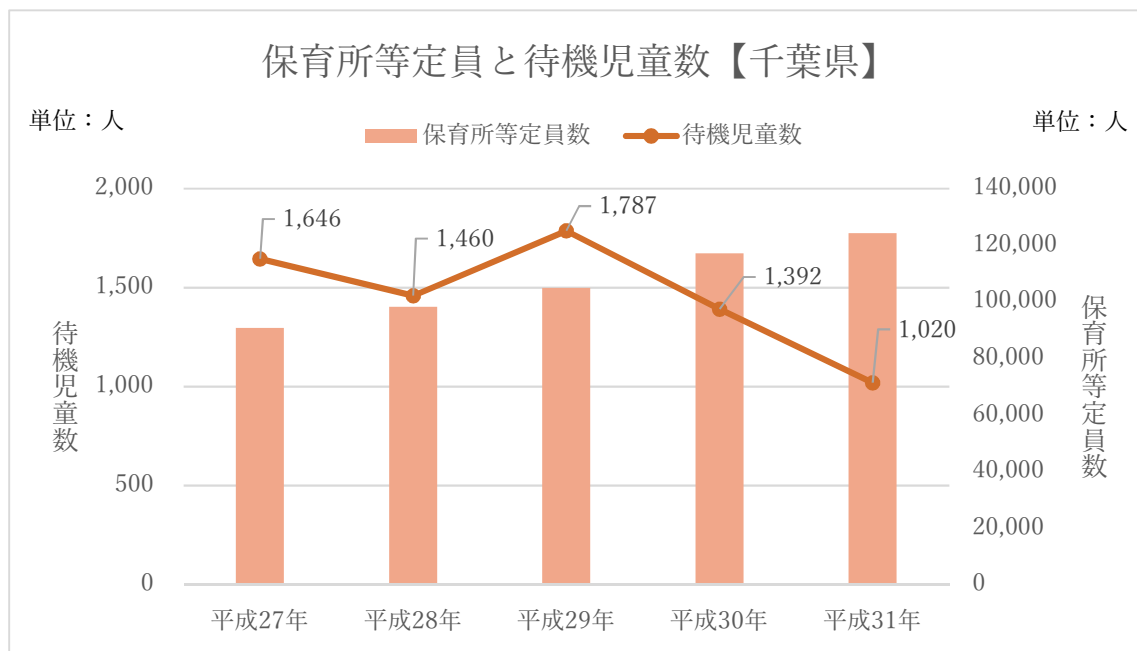
保育所等では、子どもが健やかに育ち、安心して子どもが過ごす場所として、保育の質と安全性の確保が必要です。そのためには、事故防止と事故発生時の適切な対応の徹底はもちろん、保育士等の十分な配置等による保育環境の充実が求められます。

3 幼児教育・保育の無償化の影響

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となりました。

これを契機に、保育の受け皿としての役割の一端を担う認可外保育施設の、保育の質の確保・向上を図ることがより重要となっています。

（関連データ） ※各年4月1日時点



資料：保育所等利用待機児童数調査（H27～H31）

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合	69.9% (R元年度)	80.0%
保育所等定員数	121,157人 (H31.4.1)	149,613人
保育所等待機児童数	1,020人 (H31.4.1)	0人 (R3.4.1以降)

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（中間見直し）	目標（R6年度）
希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合	75.7% (R3年度)	80.0%
保育所等定員数	134,002人 (R4.4.1)	138,380人
保育所等待機児童数	250人 (R4.4.1)	0人 (R6.4.1以降)

【施策の方向と具体策】

- 1 保育所等待機児童を解消し、その後もゼロを維持するために、保育所等の整備を進めます。
 - ① 待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。
 - ② 主に3歳未満児の保育を20人未満で行う小規模保育事業などの地域型保育事業を推進します。
 - ③ 県と関係市町村で構成する待機児童対策協議会において、保育の受け皿及び人材の確保等について効果的な取組の検討を行い、施策を推進します。

- 2 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、認定こども園の普及を図ります。

認定こども園の新設や、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合の施設改修に対し財政支援を行い、整備の促進を図ります。

- 3 保育の質と安全性の確保を図ります。
 - ① 保育士の労働環境改善等を積極的に行う保育事業者に対し補助を行います。
 - ② 児童福祉法に基づき、指導監査を行います。
 - ③ 認可外保育施設の運営について、国が示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たすよう、立入調査等により必要な指導を行います。

- ④ 認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、保育の質と安全性の向上に向けた指導を実施します。
- ⑤ 認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施します。

4 幼児教育・保育の無償化が円滑に実施されるよう、市町村への支援を行います。

- ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報について、市町村と共有を図ります。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
保育所、認定こども園等の整備促進	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備に対し助成する。 ＜子育て支援課＞
保育所整備促進事業	待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進する。 ＜子育て支援課＞
賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業	保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所の新設又は定員拡大のための改修費用について、国の助成に県独自の上乗せを行う。 ＜子育て支援課＞
保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 ＜子育て支援課＞
保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。 ＜子育て支援課＞
認可外保育施設質の確保・向上のための巡回支援指導事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣する。 ＜子育て支援課＞
認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施する。 ＜子育て支援課＞
子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。 ＜学事課・子育て支援課＞
子育てのための施設等利用給付（再掲）	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 ＜学事課・子育て支援課＞
保育アドバイザー派遣事業	県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図るため、令和5年度から県内の保育所等に子どもの科学的な見方や考え方を育む保育アドバイザーを派遣するもの。 ＜子育て支援課＞

事業名	事業の内容<担当課>
保育の質の充実に向けた調査事業	保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属性ごとに比較検証することで、保育の質に影響を与える要因を分析する。検証・分析結果は県ホームページで公表する。(令和5年度限りの事業) <p style="text-align: right;"><子育て支援課></p>

Ⅲ-8-③ 多様な子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

就労や家庭の実態にあわせた保育サービスに対する要望も多様化し、障害児、医療的ケア児、海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる子ども等、特別な支援が必要な子どもの保育需要も増加しています。

幼稚園においても、パート等の就労の増加や家族の病気、通院、学校行事等の理由により正規の保育時間を延長する預かり保育の要望が増えています。

このため、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や、育児相談をすることのできる施設など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
延長保育事業実施数	1,013か所 (H30年度)	1,773か所
一時預かり事業実施数	500か所 (H30年度)	612か所
休日保育実施か所数	49か所 (H30年度)	49か所
病児保育事業実施数	175か所 (H30年度)	243か所
小規模保育事業所定員数	5,000人 (H31.4.1)	10,502人
ファミリー・サポート・センター設置 市町村数	32市町 (H30年度)	34市町
地域子育て支援拠点設置数	324か所 (H30年度)	362か所
利用者支援事業実施数	115事業 (H30年度)	163事業

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
延長保育事業実施数	1, 441 (R3年度)	1, 823か所
一時預かり事業実施数	533か所 (R3年度)	657か所
休日保育実施か所数	35か所 (R3年度)	35か所
病児保育事業実施数	307か所 (R3年度)	300か所
小規模保育事業所定員数	7, 325人 (R4. 4. 1)	8, 850人
ファミリー・サポート・センター設置 市町村数	32市町 (R3年度)	35市町
地域子育て支援拠点設置数	347か所 (R3年度)	371か所
利用者支援事業実施数	147事業 (R3年度)	163事業

【施策の方向と具体策】

- 1 延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへ対応した取組を支援します。
 - ① 保護者の急用や、育児等に伴う心理的・身体的負担の解消のため、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育所や幼稚園等で預かる一時預かり事業を推進します。
 - ② 障害児や医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制の整備を支援します。
 - ③ 子どもが病気の際、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に預かる病児保育事業を推進するため、運営費及び施設整備費の一部を助成します。
 - ④ 子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、保育所までの送迎や時間外の預かり、保護者の病気等のときに助け合う会員組織のファミリー・サポート・センター事業を推進します。
- 2 子育て家庭間の交流や育児相談などを行う地域子育て支援拠点施設等の充実を図ります。
 - ① 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情

報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。

- ② 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。

3 幼稚園における預かり保育や育児相談、地域の親子等が集う交流の場を提供するなど、子育て支援の充実を図ります。

- ① 幼稚園が地域における子育て支援の拠点となるよう、幼稚園への助成の充実を図ります。
- ② 地域の実情に合わせた保育サービスを提供できるよう、保育環境の充実を図ります。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等 <p style="text-align: right;"><児童家庭課・子育て支援課></p>
病児保育施設整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。 <p style="text-align: right;"><子育て支援課></p>
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 <p style="text-align: right;"><学事課></p>
療育支援コーディネーターの配置（再掲）	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域又は市町村ごとを目安に推進する。 <p style="text-align: right;"><障害福祉事業課></p>
障害児等療育支援事業（再掲）	障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。 <p style="text-align: right;"><障害福祉事業課></p>

事業名	事業の内容<担当課>
医療的ケア児等総合支援事業（再掲）	医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。 ＜障害福祉事業課＞
特別支援教育経費補助事業（再掲）	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 ＜学事課＞
早期の教育相談支援体制の整備（再掲）	障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。 ＜教育庁特別支援教育課＞
保育士配置改善事業（再掲）	（障害児を受け入れるため）基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 ＜子育て支援課＞
医療的ケア児保育支援事業（再掲）	保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。 ＜子育て支援課＞
子育て支援活動推進事業	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 ＜学事課＞